

令和3年度（2021年度）熊本県障がい者福祉施設整備費補助金交付要領

（趣 旨）

第1条 この要領は、令和3年度（2021年度）熊本県障がい者福祉施設整備費補助金の交付に関し、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（補助金の交付申請書）

第2条 要項第3条の規定にかかわらず、規則第3条第1項の申請書は別記第1号様式によるものとし、その添付書類は次に掲げるとおりとする。

- （1）交付申請一覧表（別記第2号様式）
- （2）施設整備申請額内訳（別記第3号様式）
- （3）事業計画書（別記第4号様式）
- （4）建物の配置図、平面図、立面図及び工事仕様書（施設整備事業関係）
- （5）見積書の写し（就労訓練設備整備関係）
- （6）歳入歳出予算書（見込書）抄本
- （7）その他知事が必要とする書類

2 規則第3条第1項の申請書及び前項の添付書類の提出部数は2部とし、それらの書類の提出期限は別に定める。

（補助金の交付の条件）

第3条 補助金の交付の条件は、規則第5条第1項各号に掲げるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- （1）補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （2）補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - イ 建物等の用途
 - ウ 入所定員又は利用定員
- （3）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- （4）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- （5）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第5号様式）により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった結果、補助金に係る仕入控除額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に納付しなければならない。

（6）補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供

を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

- (7) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (8) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (9) この補助金の対象経費に対して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人 J K A 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を重複して受けてはならない。
- (10) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年政令 255 号。）施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

なお、知事の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (11) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（事業変更計画書）

第 4 条 要項第 5 条第 2 項の事業変更計画書の様式は、事業計画書（別記第 4 号様式）を準用する。

（申請の取下げ）

第 5 条 要項第 6 条の申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して 30 日を経過した日までとする。

（工事の着工及び完成報告）

第 6 条 要項第 7 条第 1 項の工事着工報告書（別記第 6 号様式）は工事に着工した日から 5 日以内に、同項の工事完成報告書（別記第 7 号様式）は工事が完了した日から 7 日以内に知事に提出するものとする。

（交付決定前の着手）

第 6 条の 2 やむを得ない理由により、規則第 6 条の規定による交付決定の前に事業を着手する必要があるときは、交付決定前着手申請書（別記第 6 号の 2 様式）により知事の承認を受けるものとする。

2 知事は、前項の承認をする時は、交付決定前着手承認通知書（別記第 6 号の 3 様式）により行うものとする。

（状況報告）

第 7 条 補助事業者は、規則第 11 条の規定により事業の遂行の状況について知事から報告の求

めがあったときは、障がい者福祉施設整備費補助金による施設の工事進行状況報告書（別記第8号様式）により報告するものとする。

（事業の繰り越し）

第7条の2 補助事業者は、やむを得ない理由により事業が年度内に完了しない場合は、熊本県障がい者福祉施設整備費補助金繰越承認申請書（別記第9号様式）により知事の承認を受けるものとする。

（実績報告）

第8条 要項第9条の規定にかかわらず、規則第13条の実績報告書は別記第10号様式によるものとし、その添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）精算額一覧表（別記第11号様式）
- （2）施設整備精算額内訳（別記第12号様式）
- （3）事業実績報告書（別記第13号様式）
- （4）建物の配置図、平面図、立面図及び竣工写真
- （5）工事契約金額報告書
- （6）歳入歳出決算書（見込書）抄本
- （7）その他知事が必要とする書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業が完了した日から20日を経過した日又は事業が完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

ただし、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付決定に係る県の会計年度の翌年度の4月15日までに別記第8号様式により状況を報告するものとする。

（雑則）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年（2021年）6月23日から施行し、令和3年（2021年）4月1日から適用する。